

コープしが オリジナル傷害総合保険

組合員の声から生まれた
コープしがの

新団体傷害保険

(傷害総合保険) 家族みんな加入OK!! (何歳でもOK)

団体割引

20%適用

LINE で保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

損保ジャパンの LINE 公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！

事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます。 ※「LINE」はLINEヤフー(株)の登録商標です。

【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

2025年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、傷害総合保険の保険料(または保険金額)および補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

ワイドな補償

こんなケガを
補償します！



お風呂で転んで
ケガをした



お料理していて
ヤケドした



ケガ総合プラン

スポーツ中にケガをした



転んで
ケガをした



自転車補償プラン



交通事故でケガをした



自転車で転んでケガをした

いろいろ不安な世の中
だからこそ、あなたと家族を
まるとささえる力になります。
年齢制限なし、健康告知なしで
ご加入になりやすい！

POINT 1

ケガの治療費

さまざまなケガを補償！ 通院1日目からお支払いします。

※自転車補償プランについては、交通乗用具に起因する事故に限る

POINT 2

個人賠償責任補償

高額の損害賠償(2億円まで)に備えられます。自分で相手と交渉しなくて大丈夫！ 日本国内のみ示談交渉サービスがご利用いただけます。

POINT 3

無料電話相談

健康のこと医療のこと、介護に、メンタルヘルス。法律や税金のことまで。どこに相談していいかわからなくても大丈夫！ 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」が無料でご利用いただけます。

POINT 1 基本補償(必須)

保険期間1年、団体割引20%

被保険者(補償の対象となる方)1名につき、「ケガ総合プラン」または「自転車補償プラン」のいずれか1プランのお申込みになります。

職種級別A級、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、入院保険金支払限度日数変更特約(180日)セット※ケガ総合プラン

交通傷害危険のみ補償特約、入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット※自転車補償プラン

POINT 2 オプション補償(任意選択)

月払保険料	ケガ総合プラン		自転車補償プラン
	960円		350円
補償内容	保険金額と概要		
通院保険金日額	2,000円	事故発生の日から1,000日以内、90日を限度	2,000円
入院保険金日額	4,000円	180日を限度	5,000円
手術保険金	2万円 8万円 16万円	外来の手術：入院保険金日額の×5倍 入院中の手術：入院保険金日額の×20倍 重大手術：入院保険金日額の×40倍	〈外来の手術の場合〉入院保険金日額の5倍 〈入院中の手術の場合〉入院保険金日額の20倍 〈重大手術の場合〉入院保険金日額の40倍
死亡・後遺障害保険金	後遺障害：死亡保険金額の4%~100% 死亡保険金：100万円※1	事故発生の日から180日以内に後遺障害の1級~14級 ケガが原因で事故発生の日から180日以内に死亡した時	300万円
被害事故保険金	3,000万円	犯罪・ひき逃げ等で死亡または後遺障害1級~4級	

※1すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのコープしがの新団体傷害保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

〈サービスメニュー〉

◆健康・医療相談サービス ◆介護関連相談サービス ◆人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス ◆医療機関情報提供サービス ◆専門医相談サービス(予約制)
◆法律・税務・年金相談サービス(予約制) ◆メンタルヘルス相談サービス ◆メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス ◆こどものお悩みほっとライン

(注1)本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者が提供します。(注2)ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3)ご利用は日本国内からにかぎりません。(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5)ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料になるものがあります。(注6)1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。(注7)応対者の指名はできません。(注8)ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。(注9)相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。(注10)ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

株式会社タクスのホームページからでもご覧いただけます。

タクス コープ

検索

スマートフォンからは
こちら



【傷害総合保険にご加入の皆さまへ】

当取扱代理店は6社の損害保険会社と4社の生命保険会社と代理店契約を結んでいます。

当取扱代理店では、お客さまへの保険商品募集に際して経営方針にてお勧めする商品を定めております。ご案内の商品は、以下の補償を希望される方にお勧めの商品です。

補償内容がお客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。ご意向に沿わない場合は取扱代理店タクスまでお問い合わせください。

ケガと賠償責任の保険

このパンフレットでは
ご案内していません

病気の保障

がんの補償

介護の補償

生命の保障

貯蓄(教育資金や老後の生活資金)

コープしがオリジナル団体傷害保険 加入依頼書（職種級別 A 級用）

この「加入依頼書」は職種級別「A 級」専用です。職種級別「B 級」の方は、専用加入依頼書をお送りしますのでご連絡ください。

生活協同組合コープしが御中

傷害総合保険 証券番号 912518K040

加入時の同意内容について 加入者は、募集文書または損保ジャパンの公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）に掲載の個人情報の取扱いを確認し、加入依頼書に記載の加入者以外の者（被保険者等）より必要な同意を得たうえ、保険契約に関する個人情報の取扱いに同意します。

【重要】★の項目は「告知事項」です。事実と異なる内容を記載した場合や事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

加入者（組合員）	申込日	年 月 日	組合員コード	521						生協への口座登録	有 ・ 無	
	氏名	加入者ご署名欄							生年月日			
		告知義務などの内容を確認し、個人情報の取り扱いに同意のうえ、加入を依頼します。							513 ①明 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 年 月 日			
		507 フリガナ KC5							性別 512 ①男 ②女			
	住 所	署名欄							訂正 あり			
501 フリガナ							電話番号 504 - -					
550 〒 52 -							日中の連絡先（携帯）HG0 - -					
KC1 漢字 滋賀県												
受取人指定・被保険者同意別紙							517 ⑨	あり（別紙添付）				

「被保険者」保険の対象となる方

被保険者①	被保険者氏名	600 フリガナ	生年月日	603 ①明 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 年 月 日		
		KD1 漢字		性別 602 ①男 ②女		
	組合員との続柄	VG2 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族	同居別居の区分 ①同居 ②別居	★職種（当加入依頼書では加入できないご職業がございます。）	VJ9 ①事務 ②営業 ③主婦 ④学生 ⑤無職 ⑥その他 ⑦その他 ⑧その他 ⑨その他 ⑩その他 ⑪その他 ⑫その他 ⑬その他 ⑭その他 ⑮その他 ⑯その他 ⑰その他 ⑱その他 ⑲その他 ⑳その他 ㉑その他 ㉒その他 ㉓その他 ㉔その他 ㉕その他 ㉖その他 ㉗その他 ㉘その他 ㉙その他 ㉚その他 ㉛その他 ㉜その他 ㉝その他 ㉞その他 ㉟その他 ㊱その他 ㊲その他 ㊳その他 ㊴その他 ㊵その他 ㊶その他 ㊷その他 ㊸その他 ㊹その他 ㊺その他 ㊻その他 ㊼その他 ㊽その他 ㊾その他 ㊿その他	
		被保険者番号 VG1				
		★他の保険契約等（※） 会社名（ ）保険種類（ ）満期日（ ） 保険金額（ ）入院保険金日額（ ）通院保険金日額（ ）				
	加入コース基本補償 保険料		基本補償＋個人賠償		合計保険料	即時保険料
	ケガ総合プラン 960 円 800 ①A1		ケガ総合プラン＋個人賠償 1,110 円 800 ①A1		0A0 円	0A1 円 0
自転車補償プラン 350 円 800 ②		自転車補償プラン＋個人賠償 500 円 800 ①				

被保険者②	被保険者氏名	610 フリガナ	生年月日 z	613 ①明 ②大 ③昭 ④平 ⑤令 年 月 日		
		KE1 漢字		性別 612 ①男 ②女		
	組合員との続柄	VK2 ①本人 ②配偶者 ③子供 ④親 ⑤兄弟姉妹 ⑥その他同居親族	同居別居の区分 ①同居 ②別居	★職種（当加入依頼書では加入できないご職業がございます。）	VM9 ①事務 ②営業 ③主婦 ④学生 ⑤無職 ⑥その他 ⑦その他 ⑧その他 ⑨その他 ⑩その他 ⑪その他 ⑫その他 ⑬その他 ⑭その他 ⑮その他 ⑯その他 ⑰その他 ⑱その他 ⑲その他 ⑳その他 ㉑その他 ㉒その他 ㉓その他 ㉔その他 ㉕その他 ㉖その他 ㉗その他 ㉘その他 ㉙その他 ㉚その他 ㉛その他 ㉜その他 ㉝その他 ㉞その他 ㉟その他 ㊱その他 ㊲その他 ㊳その他 ㊴その他 ㊵その他 ㊶その他 ㊷その他 ㊸その他 ㊹その他 ㊺その他 ㊻その他 ㊼その他 ㊽その他 ㊾その他 ㊿その他	
		被保険者番号 VK1				
		★他の保険契約等（※） 会社名（ ）保険種類（ ）満期日（ ） 保険金額（ ）入院保険金日額（ ）通院保険金日額（ ）				
	加入コース基本補償 保険料		基本補償＋個人賠償		合計保険料	即時保険料
	ケガ総合プラン 960 円 810 ①A1		ケガ総合プラン＋個人賠償 1,110 円 810 ①A1		0E0 円	0E1 円 0
自転車補償プラン 350 円 810 ②		自転車補償プラン＋個人賠償 500 円 810 ①				

保険期間 2026 年 月 1 日～ 2027 年 1 月 1 日

（※）「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部について支払責任が同一である他の保険契約または共済契約をいいます。傷害保険の場合、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

センター使用欄	受付日	年 月	受付者	備考
---------	-----	-----	-----	----

今回お申込の合計保険料

542 円	058 合計即時保険料 円
	0

社内欄	
★他の保険契約等 108 ①	109 ②
520 ⑨ あり	

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

（１）保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約 ☐ 保険金額 ☐ 保険期間 ☐ 保険料、保険料払込方法 ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと ☐ コープしがを脱退した場合、保険を継続できないこと

（２）ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
☐ 右記の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【ケガ総合プランにご加入になる方のみご確認ください】

☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業

※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、の方等についてはお引き受けできません。

（３）お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

提出方法

加入依頼（申込）書に必要事項を記入のうえ、

郵送
もしくは
組合員担当者または
生協のお店

にご提出ください。

申込み
提出締切
毎月20日
（ご郵送の場合は 20 日必着）

保険始期日（補償の開始日）
締切日の翌月 1 日

第 1 回保険料振替日
保険始期日の
翌月 27 日

（通常は毎月 27 日、金融機関が休業の時は翌営業日）
コープしがの商品代金等と合算での振替となります。

ご加入にあたって、生協への口座登録が必要です。まだの方はお申し出ください。

もう一度
ご確認ください。

この「加入依頼書」では、お申込みになれません。専用依頼書をお送りしますので、恐れ入りますが取扱代理店（タクス 0120-66-5525）までご連絡ください。

重要事項等説明書

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきます
ようお願いします。 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。) にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし (契約概要のご説明)

- 商品の仕組み この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者 生活協同組合コープしが
- 保険期間 2026 年 1 月 1 日午後 4 時から 1 年間となります。 ■申込締切日 2025 年 12 月 20 日
- 引受条件 (保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件 (保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。傷害総合保険の健全な制度運営の為、保険金のご請求状況等により、補償の更新をお断りさせていただいたり、補償内容を制限させていただく事があります。なお、この場合は事前にご加入者にご連絡いたします。 ●加入対象者：コープしが組合員
- 被保険者：生協組合員 (加入者本人) またはご家族 (配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族) の方を被保険者としてご加入いただけます。
- 【ケガ総合プラン】 被保険者本人のみが保険の対象となります。
- 【自転車補償プラン】 被保険者本人のみが保険の対象となります。
- お支払方法：月払のみとなります。生活協同組合コープしがのご登録口座から商品代金との合算での引落としとなります。引落とし以外の方法での集金はできませんのでご注意ください。(12 回払) ※中途加入の場合も同様です。
- お手続方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口のタクスまでご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただけます。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン (送付した加入依頼書に打ち出しのプラン) で継続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
	ご加入のプランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただけます。

※「前年と条件を変更して継続加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等はタクスまでお問い合わせください。
(注) ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

●中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月 20 日までの受付分は受付日の翌月 1 日 (20 日過ぎの受付分は翌々月 1 日) から 2027 年 1 月 1 日午後 4 時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月の 27 日に生活協同組合コープしがのご登録口座から引落としとなります。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	※自転車補償プランは、所定の交通乗用具に起因するおケガとなります。	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額		
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)		
	入院保険金 (ケガ総合プラン)	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し 180 日を限度として、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数 (180 日 (※) 限度) (※) 入院保険金支払限度日数変更特約 (180 日) をセットしています。		
	入院保険金 (自転車補償プラン)	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日から 180 日以内) (注)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。		
	手術保険金 (ケガ総合プラン)	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりず。なお、1 事故に基づくケガに対して、2 以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか 1 つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (※ 1) ②先進医療に該当する手術 (※ 2) 手術 (重大手術 (※ 3) 以外) (入院中に受けた手術の場合) 手術保険金の額＝入院保険金日額×20 (倍) (外来で受けた手術の場合) 手術保険金の額＝入院保険金日額×5 (倍) 重大手術 (※ 3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40 (倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の 40 倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※ 1) 以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※ 2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※ 3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術 (穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術 (胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術 (手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾 (すい) 臓・腎 (じん) 臓 (それぞれ、人工臓器を除きます。) の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号) に規定する移植手術にかぎりず。		
	手術保険金 (自転車補償プラン)	事故によりケガをされ、事故の発生日からその日を含めて 180 日以内そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎりず。なお、1 事故に基づくケガに対して、2 以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか 1 つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 (※ 1) ②先進医療に該当する手術 (※ 2) 手術 (重大手術 (※ 3) 以外) (入院中に受けた手術の場合) 手術保険金の額＝入院保険金日額×20 (倍) (外来で受けた手術の場合) 手術保険金の額＝入院保険金日額×5 (倍) 重大手術 (※ 3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40 (倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の 40 倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (注)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。 (※ 1) 以下の手術は対象となりません。創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※ 2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※ 3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術 (穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術 (胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術 (手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾 (すい) 臓・腎 (じん) 臓 (それぞれ、人工臓器を除きます。) の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律 (平成 9 年法律第 104 号) に規定する移植手術にかぎりず。		
	通院保険金 (ケガ総合プラン)	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 1,000 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から 1,000 日以内の 90 日限度) (注 1) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位 (脊柱、肋骨、胸骨、長骨、顎骨等) を固定するために医師の指示によりギプス等 (※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス (キャスト)、ギプスシーネ、ギプスチャーレ、副子 (シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注 2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。		
	通院保険金 (自転車補償プラン)	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度) (注 1)「入院保険金、手術保険金および通院保険金支払変更に関する特約」をセットしています。(注 2) 通院されない場合であっても、ケガをされた部位 (脊柱、肋骨、胸骨、長骨、顎骨等) を固定するために医師の指示によりギプス等 (※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス (キャスト)、ギプスシーネ、ギプスチャーレ、副子 (シーネ、スプリント) 固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB ブレース、線副子等およびハローベストをいいます。 (注 3) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。		

(※ 1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。以下同様とします。
(※ 2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
(国内外補償)	被害事故補償 (注)	被保険者が、被害事故により死亡された場合または所定の重度後遺障害 (※) が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1 回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠責保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 (※)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式サイト掲載の約款集をご覧ください。 など	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為 (※ 1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤類 (けい) 部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見 (※ 2) のないもの ⑥被害事故が発生させた方が、次のいずれかに該当する場合 被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者のうち 3 親等内の方、被保険者の同居の親族 など
	個人賠償責任 (国内外補償)	日本国内または国外において、被保険者 (※ 1) が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用 (訴訟費用等) の合計金額をお支払いします (自己負担額はありません。)。ただし、1 回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者 (※ 1) の日常生活 (住宅以外の建物の所有、使用または管理を除きます。) に起因する偶然な事故 (例：自転車運転中の事故など) により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物 (受託品) (※ 2) を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等 (※ 3) を運行不能にさせた場合 (※ 1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方 (本人の親族にかぎりず)。ただし、本人に関する事故にかぎりず。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (その責任無能力者の親族にかぎりず)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりず。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※ 2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンクグライダー パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶 (ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車 (ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング (フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが 5m を超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間その運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1 個もしくは 1 組または 1 対で 100 万円を超える物 ・不動産 など (※ 3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モトルール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両 (※ 1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ (※ 2) または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹 (ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※ 1) 次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車 (※ 3) および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小形車および遠隔操作型小形車 (※ 2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※ 3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約 (※ 1) が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください (※ 2)。
(注 1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
(注 2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化 (同居から別居への変更等) により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと
 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

■用語のご説明

用語	用語の定義
交通乗用具	電車、自動車（スノーモービルを含みます。）、原動機付自転車（一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。）、移動用小型車、遠隔操作型小型車（搭乗装置のあるものにかぎりず。）、自転車、身体障がい者用の車（身体障がい者用車いすを含みます。）、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、原動機を用いないキックボード、ペダルのない二輪遊具等は除きます。
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働者への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。（ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html ）
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
被害事故	第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性のパートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

(1)クーリングオフ

この保険は生活協同組合コープしがを保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

(2) ご加入時における注意事項(告知義務等)

- ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書等に記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいひ、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- 〈告知事項〉の保険における告知事項は、次のとおりです。
- ★被保険者の職業または職務【ケガ総合プランの場合】
 - ★他の保険契約等^(※)の加入状況
- （※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- * 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
 - * 告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

(3) ご加入後における留意事項(通知義務等)

【ケカ総合プランの場合】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- ケガ総合プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、
力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【共通】

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出された額を返還または請求します。
 - 団体がから脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 《被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について》**
- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 《重大事由による解除等》**
- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 《他の身体障害または疾病の影響》**
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(4)責任開始期

保険責任は、保険期間初日の午後4時に始まります。

- *中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

(5)事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日をきめて30日以内にこの通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
- (注) 個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。
- なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合 など
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店

 コープしが保険サービス
株式会社タクス 保険事業部

〒520-2351 滋賀県野洲市富波甲972
 営業時間／午前9時30分から午後5時まで(土・日曜休業)

 **0120-66-5525**
FAX 077-588-5721

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

滋賀支店 法人支社
 〒520-0806 滋賀県大津市打出浜3-20
 受付時間／平日午前9時から午後5時まで

TEL 050-3788-7540
FAX 077-522-2078

ンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または右記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】
0120-727-110 受付時間
 24時間365日

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づきお客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者カードは大切に保管してください。また、3か月を経過しても加入者カードが届かない場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。
- 未稿**

未稿